

令和4年第3回
利根町議会定例会会議録 第3号

令和4年9月6日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君
7番	花嶋美清雄君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	青木正道君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	蜂谷忠義君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	大越達也君
住 民 課	長	松永重生君
福 祉 課	長	三好則男君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
生 活 環 境 課	長	飯田喜紀君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越聖之君
建 設 課	長	中村敏明君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水敬子君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	中村寛之君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 宮本正裕
書記 荒井裕二
書記 辰尾尚美

1. 議事日程

議事日程第3号

令和4年9月6日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て発言してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係ないものは認められません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5番通告，9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） おはようございます。五十嵐辰雄でございます。通告に従いまして一般質問いたします。

1番としまして、肥料価格高騰等により、農業経営は逼迫しています。ここで支援策を考えなければなりません。

まず、肥料価格の現状について申し上げます。

農業・農村は、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少という事態に直面しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略等を背景として、農業は持続可能な農業構造に取り組まなければなりません。円安、今、円ドルの関係は、140円を超えています。恐らくこのまま放置すると150円を超えるのではないかと、非常に円に対し、世界が関心を持っております。

政情不安により全般的に諸物価高騰の折、農業の生産財の値上がりは、比較にならないほど暴騰しています。報道によると、JA全農の化学肥料価格は、輸入の尿素で94%、塩化カリウムで80%上昇するなど、大幅な値上げとなりました。

農林水産省は、化学肥料2割低減に取り組む農業者を対象に、肥料コストの上昇分の7割を補填する支援金制度を創設しました。化学肥料価格の高騰は長期化が予想されます。価格転嫁できず、生産意欲が低下する農家が続出すれば、生産量が減少し、価格高騰を招き、悪循環に陥るおそれがあります。

ここで、令和4年7月に施行した新しい法律を申し上げます。法律の名称はちょっと長いですが、「環境と調和のとれた食料システムの確立のため環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」、通称「みどりの食料システム法」と言います。これが施行されました。

そこで、（1）その中で基本理念が定められています。その条文の第5条に、国と地方公共団体は、必要な施策を策定し実施する責務を負うとなっています。そのみどりの食料システム法について、担当課の御説明をお願いいたします。

次については自席で質問いたします。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

大越農業政策課長。

[農業政策課長兼農業委員会事務局長大越聖之君登壇]

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えいたします。

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、通称みどりの食料システム法第3条において、環境と調和のとれた食料システムは、農林漁業者、事業者、消費者等の関係者の理解の下、連携することによって、その確立が図られるものであること、環境への負荷の低減と生産性の向上の両立に資する技術の研究開発等の推進及び農林水産物等の円滑な流通を確保することについて、基本理念として規定してございます。

その上で、議員がおっしゃるとおり、国及び地方公共団体については、当該食料システムの確立を図る上で必要な施策を策定、実施する責務を有する旨を規定してございます。その内容ということでございますが、みどりの食料システム法では、国の施策のみが規定されておりまして、国が講ずべき施策としては、食料システムの関係者の理解の増進、技術の研究開発及び普及の促進、環境への負荷低減に資する生産活動の促進、原材料の利用の促進、農林水産物等の流通の合理化及び消費の促進、環境への負荷の低減状況の把握、評価手法の開発でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、課長から概略の説明を受けまして、よく理解いたしました。

ここで、課長、2回目の質問ですが、急遽国のほうで立法化するという事は、その時代の背景があるわけです。非常にこの文面が長いですよ。覚え切れないです。環境とか肥料関係ですが。

その立法の背景について、国のほうの方針ですが、今、世界的な地球規模の気候変動、今年などは入梅の時期がひどいですね。長雨ですよ。日本列島梅雨前線が停滞して、偏西風が蛇行して、毎年こういった環境はだんだん悪化しますよ。一方、中国のほうでは、干ばつで黄河が干上がったとかあります。気候変動と生物多様性の低下と食料システムを取り巻く環境変化、農林漁業、食品産業の持続的発展等のため、生産から販売まで各段階での環境負荷の低減と。それは、関係者の行動変容と技術開発と普及です。そこで環境と調和のとれた食料システムを確立すると。

第5条には、ただいま課長おっしゃるように、地方公共団体の責務があります。これは、国がつくったものに対する従属性がありますので、公共団体が率先して国を飛び越えてできないと思います。しかし、自治体は末端行政を担う一番大事な部署でございますので、その時代を先取りするような先進的な取組が必要だと思います。

そこで、もし取り組む場合には、担当課としては取り組む工程表などを策定して実効性を伴うようにしてください。その点のお考えいかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 議員おっしゃるとおりだと考えておりますが、まだこの法律は7月1日に施行されたところでございまして、国、県のほうからそれについての文書等も流れてきておりませんので、町としましても、国が講ずべき施策等に準じて国との役割分担を踏まえながら、町に応じた施策を行っていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） これは行政の末端ですから、農家の方の土づくりとか化学肥料の低減、農薬の使用の低下、そういったものをやらないと、なかなか今の環境になじみません。いろいろ国のほうでは、新しい名前前のついた政策が出ています。スマート農業、な

かなかスマート農業も定着しませんね。あと、有機農法、有機農法というのは、野菜とか果樹にはいいけれども、米作にはなじまない、そんな感じがいたします。

そこで今度は、2番目の質問をいたします。

(2) 環境負荷低減事業活動に関する計画の認定制度ができました。この認定制度を受けた場合には、各種の補助制度、施策があります。これも新聞報道を見ますといろいろありますが、具体的に町のほうとして、この環境負荷低減事業活動に関する計画の認定を受けた場合には、何かメリットがあるのかどうか。そういったもし資料があればお示ください。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） みどりの食料システム法では、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動に関する認定制度の創設等が定められております。その内容でございますが、まず、国のほうが環境負荷低減活動の促進の意義、目標等に関する基本的な方針を定め、この基本方針に基づき、都道府県と市町村が協力、連携し、共同して環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を作成いたします。その後、農林漁業者またはその組織する団体において、環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県へ計画認定の申請を行い、都道府県知事が実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制、金融措置により支援するものでございます。

税制の支援といたしまして、青色申告書を提出する農林漁業者が一定の設備等を新たに取得した場合に、機械等は取得金額の32%、建物等は16%の特別償却が受けられます。税制特例の対象期間は、令和4年7月1日から令和6年3月31日までの期間でございます。農業者向けの金融措置の支援といたしましては、農業改良資金融通法の特例として償還期間の延長でございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、課長、篤といろいろ説明受けました。

国のほうでは、各省庁またがって横断的にやっています。実際に国が決めたことをやるのは、末端の県並びに市町村です。省庁のやっている施策をまとめて、今、行政もワンストップ手続、1か所で何でもできると。あっち行け、こっち行けではなくて、ワンストップ行政。そういうわけで、課長、せっかくこういった新しい制度ができたので、関係者が活用できるように、ワンストップでできるような手続の方法を考えてもらって、農業政策課に行けば何でも分かる、今の課長は違うと。そういう目立った行政の展開を希望いたします。

その点、課長、どうですか。パンフレットか何か作って、インターネットもいいけれども、やはり農業者の場合は、目で見て、本当に目に映った紙が一番いいんですよ。

ですから、チラシなどを作って、分かりやすくその点もお願いしたいと思いますが、い

かがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 今後、国のほうで基本方針が公表されて、その後に県のほうと共同しながら基本計画の作成が開始されることとなりますので、それが出来上がってから、パンフレット等必要であれば作成していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

確かにこの7月1日に法律を施行したのですが、各省庁の政令がないと、法律はつくっても動きません。やっここで、7月ですか、最近政令ができましたね。国のほうでも物価高騰で、前のめりでやったんですね。幾ら立法化して法律施行しても、政令がなければ法律は機能しません。これ最近です、政令ができたのは。

次に、一番私が関心持っているのは、次の（3）ですが、農林水産省では化学肥料の2割を低減すると、その方針について新しくできました。今、生産者はどんなふうに栽培の肥料を使っているか、統計調査を発表しています。農林水産省で2018年に行った調査では、1年間で農業経営者はどんな栽培しているかというわけですが、その中で慣行農業が57.8%、環境保全型農業が41.4%、その他でございます。特に米作りは、ほとんどが化学肥料、農薬を使う慣行栽培です。有機栽培というのは少ないと思います。

果樹園芸とか野菜とか蔬菜は、有機栽培で堆肥とか鶏ふんとか馬ふんとか使いますけれども、田の中へ鶏ふんとか馬ふんを入れたら、肥料の効き具合が安定化しません。穂っぽ出て実の入る頃肥料が効き出したのでは、稲が実らない。それから、夏の頃あまりほきっちゃうと、台風が来て倒伏してしまいます。これは、稲作りの現場でないと分からないです。農林水産省の官僚は、机上プランが多いです。机上プランは駄目です。やはり、実践的に現場を踏まないと、農業政策はよくできないと思います。

そこで、米作りの場合ですが、2割削減した場合の代替肥料は何にするか。2割化学肥料を削減して補助金をもらっても、米ができなければしょうがないし、来年に向けて代替肥料は何にするか。そういう点も早くやらないと、国主導だけでは待てないから、市町村の末端行政でやらないと、農家の方は困ってしまいます。

その点いかがでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） まず最初に、（3）に通告されているところから答弁させていただきたいと思います。

国において、令和4年秋肥から令和5年春肥として購入した肥料を対象に、肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の7割を支援することが決定されたところでございます。支援対

象者は、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む5戸以上の販売農家の農業者グループで、支援額の算定方法につきましては、本年の肥料費に対して前年からの価格上昇率や使用量低減率により肥料費の増加額を算定し、その7割を補填するものでございます。

それで、五十嵐議員が今質問の中でおっしゃっていましたが、2割低減して米が取れなくなってはというお話ですが、この2割低減させるために農業者の方に実施していただく取組メニューが15個ほどありまして、そのうちの二つを実施していただいた方がこの対象になるということでございます。その15個のうちの何点かですけれども、土壌診断による施肥設計であるとか、生育診断による施肥設計であるとか、堆肥の利用であったり、汚泥肥料の利用であったり、食料残渣など国内資源の利用といったものがメニューとして書かれております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 担当課では大分頭を使って、御苦勞でございます。

ここで、佐々木町長が発行しております新聞、定期的に各戸配布で「とねさきがけ新聞」というのがあります。町の情勢が細かく書いてあります。よく関心持って読んでおります。その中で少し前ですが、利根町は、基幹産業は農業だと。農業でも利根町は水田農業、米作でございます。栽培する方法は、慣行農業です。こういう記事がありました。

慣行農業、この意味が、私も最初分からなかったのです。知人の方から電話ありまして、慣行栽培というのはどんな栽培だと。慣行、これ字違っているよと、新聞の字が。いや、そうかと思ったのですが、専門書を見ました。確かに、慣行栽培、慣行農業という制度があります。栽培方法には、慣行栽培、有機栽培、特別栽培といったものがありました。私も参考書を見ました。

慣行栽培とはどんなような栽培でしょうかね。これ通告ないですけども、もしお分かりでしたらお答えください。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 慣行栽培ですけども、大変勉強不足で申し訳ありませんが、私も初めて聞く言葉でありますので、ちょっとお答えできかねます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 私も知識不足で申し訳ないですが、本に書いてあるのを見たら、慣行栽培というのは農薬、肥料をふんだんに使ってやると。果樹栽培は有機質使っていますけれども、今の米作りはみんな化学肥料です。終戦後の農業はみんな化学肥料、オール8とかオール14とか、窒素、リン酸、カリ、肥料の3要素が入った安定した肥料を使っています。ですから、恐らく日本全国どこへ行っても慣行農業です。農薬とか肥料を定期的に使って、いいものを作ろうというのが慣行農業だそうでございます。

それから、先ほど課長から肥料について説明がありました。課長、この農林水産省で作った指導要領、非常にこれは面倒くさい。新聞報道では、簡単に補助をもらえらと思つたら、とんでもないですね。やはり、霞が関の官僚は、農家の実態が分からない。

それで、農林水産省では、肥料高騰対策としてせっかくつくった支援金の方式について、農家向けのパンフレットの動画、関連通知、これホームページで公開しています。先ほど課長がおっしゃったように、2022年6月から2023年5月までに購入した肥料、化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費の7割を講ずるという内容です。申請するには、5戸以上の農業者グループで行うと。

それから、申請の仕方については、二つあります。絶対的条件、一つは注文表のほか領収書または請求書、2番として化学肥料低減の計画書、内容としては化学肥料低減に二つ以上取り組むこと。非常にこれ、農業者は煩雑で面倒くさいですね。

第一に、5戸以上のグループによること、農業者を5戸以上まとめること、これは、簡単ではないです。みんな購入先も価格も違いますので。よく農協、農協と言っていますけれども、全てが農協ではないですから。米を売るのも農協以外が結構多いですよ。

課長、ここで5戸以上ということ、これどうやってやるのですか、その点は。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 確かに議員おっしゃるとおり、農業者の方だけで5戸以上のグループをつくって申請するという事は、非常にハードルが高いと私も思いました。

そこで、国のほうは、この5戸以上のグループを作成するのは農協であるとか、肥料の販売店等を考えているようでございますので、そちらのほうでお問合せをいただいて、取りまとめて申請になろうかと考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） まだはっきり決まらないと思いますが、農家の方は自由に安いところで買っています。販売店とか農協で、個人情報、あの人は幾ら買ったよとか情報収集難しいと思います。やはり、これはワンストップで、経済課で力を貸してあげて取りまとめをやらないとできない。

生産調整、減反政策も、相当経済課では苦勞しましたね。減反政策は昭和43年頃から始まったのですが、今はないですが、減反政策も半ば強制的にやりました。そのくらい力を入れないと、農家の救済は野放しではできません。だから、専門の担当係をつくってやらないと。

これから、この状態はますます続きます。ロシアの侵略がいつ終わるか分かりません。あと、農家以外にも値上げがすごいですね、便乗値上げ。ですから、力を入れて担当課のほうで指導しないと、なかなかまとまらない。この5戸以上という農家、なかなかこれまとまらないですよ、ただ話したくらいでは。

そういう力の入れようについて、もう一度お願いします。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 今のところ分かっている状況は、農協等が申請窓口になるのではなかろうかという情報しかありませんので、今後も国、県等の動向を確認しながら、協力できるところは協力していきたいと考えます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 戦後の農業政策は農業協同組合法が発足してやっていますけれども、農協に加入するのは自分の自由ですから、今、そういった加入とか国の強制力はありません。それで、農協といっても、JA農業協同組合というのは、全国でも32から33府県くらいしかないと思います。北海道は違うから、32から33しか入っていません。大きな農家というのは、農協を利用しない人もいます。ですから、農協オンリーではなかなか、農協と行政は関係ないです、今の制度は。農協解体して、行政が農協を利用することは、前は何でも農協ということだったが、農協に依存する度合いはだんだん減ってきましたね。以上でこれは終わります。

最後ですが、2番、農業の6次産業化に取り組む戦略を策定と、戦略に基づく推進方針をお尋ねします。

国の市町村戦略に基づく取組を支援する各種制度があると聞いております。例として、温室効果ガス排出削減のため、再生可能エネルギーの一つとして、バイオマス作物が注目されています。

国の機関ですけれども、農業・食品産業技術総合研究機構、これは農研機構といいまして、つくば市にあります。そこで長い年月かけて育成したバイオマス、これは生物由来資源です。その名前、エリアンサス、一回で覚えられないけれども、エリアンサスという田んぼに作る転作の植物、これを加工して、ペレット化して、熱源として燃やしてボイラーに使うと、こういう制度があります。これは、農業新聞に何回か大きく報道してあります。

それについて、もし資料等ありましたら、ここで御発表ください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 6次産業化等に関する戦略、いわゆる市町村戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域別農業振興計画など類似する計画があることから、当町では策定しておりません。国の6次産業化への取組の支援といたしましては、ソフト事業の農山漁村発イノベーション推進支援事業、ハード事業の農山漁村発イノベーション等整備事業、専門家派遣等の農山漁村発イノベーションサポート事業の支援が受けられると考えております。

耕作放棄地の活用として、エリアンサスの栽培について調査する考えですが、当町の遊休農地の面積は、令和3年度で約35.4ヘクタールとなっておりますが、基盤整備を実施する西部地区及び南部地区を除くと約13ヘクタールでございます。

今後も認定農業者等への農地の集積・集約化を図り、遊休農地の解消に努めていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ありがとうございます。確かに、町長、6次産業というのは、個人とか小さい企業では製品を作っても、市場に出るのはなかなか少ないです。非常に、これは厳しい環境です。民間企業は相当な先行投資して開発していますので、小規模の開発ではなかなか市場性がありません。地域で特色あるものを作って販売するくらいしかないと思います。

そこで、利根町の第5次利根町総合振興計画、その中で6次産業に類する施策が幾つかあります。基本施策としては、魅力ある農業振興、2番として施策と主な取組、特色ある農業形成、それから地場産業の農産物を活用した商品開発、町長は積極的に調査研究していると思いますが、なかなか6次産業は成功した事例が全国でも少ないです。特色ある製品があれば、ぶどう酒とか、梨とか栗とか加工ありますけれども、米作中心の利根町ではなかなかありません。

やはり、利根町の魅力ある米のうまいのを作って、酒とか造って役場でやっていますけれども、あれも好評でしたら、ぜひ町長、継続して、「とねの舞」としてうまい酒を全国展開するようなことを切にお願いします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員おっしゃるとおり、利根町の産業は農業です。その中で6次産業ということで、米をどうやっていろいろな形に変えて販売するかという壁にぶつかっているところでございますが、まず、米をパック御飯に変えたり、パック御飯に変えて2年間PR期間持ちましてやったり、おかげさまで米のほうは全部はけるような状態に持ってきたところです。

それと、酒に関しては、今年1年、今年度1年PR期間、いろいろなところに宣伝、県に持っていったり、いろいろなところに持って行って、味見をしていただいて、おいしいという評価を得ておりますので、来年度からは利根町で販売できる手続を取っているところでございます。

次に、もっと米をどうやって変えたら売れるかという問題について今考えているのは、せんべいと言ってもいろいろなおせんべいありますけれども、そういうものに変えて販売していったらいいのかなということで、試作品を一回作りましてやっていきたいなど、そういうふうに考えています。

議員おっしゃるとおり、全国に販売していくというのはなかなか難しいことですが、今、ふるさと納税というのがありますので、あそこにもせてパック米は今現在やっております。来年度は、酒もふるさと納税で売れるようになります。そんな中で、議員の皆さんのいろいろな意見、また職員のいろいろな意見を聞きながら、これからいろいろなこと

をやっていきたいと考えているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 町長，お酒，非常に甘くて，フルーティーで，試飲したのですがおいしいです。あの味を継続して，もっともっと改良して，いろいろな意見を聞いて，これといった味を出してください。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を10時55分とします。

午前10時42分休憩

午前10時55分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告，8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 井原正光です。一般質問を行います。

今，世界は，ロシアによるウクライナ侵攻で，いろいろな問題が起きています。その一つが，日本にも避難していますが，難民の受入れです。また，現地では，多くの子供や高齢者が身に危険を感じながら，一日でも早く平和の訪れるのを待ち望んでいます。また，核施設への攻撃についても取り沙汰されています。お互いに相手側が攻撃したとか，危険を感じながらも，非難の応酬，自国に有利なようにメディアを混乱させています。

またここに来て，セルビアから独立宣言したコソボ，バルカン半島に紛争が起きるのか気になるところです。日本は単一民族なので理解しにくい面がありますが，遠く離れているからではなく，常に平和を念頭に置かなければならないと思います。

さて，今年に入って，物価上昇が続いています。今月には2,400品目，10月には6,000品目の値上げが予定され，さらに，食品の値上げで，一般家庭の負担が4万円増えるとの試算もあります。

このように住民の生活に大きな影響を及ぼす中で，昨年，今年4月からになりますけれども，値上げが予想されていたにもかかわらず，住民生活を顧みず，町長は御自分の給料を25万5,000円引上げを断行いたしました。これらの給料等の引上げをするのには，本来はその都度特別報酬等審議会に諮問して，審議会の答申が必要という条例規定がありますが，これを無視し，条例違反を侵してまで御自分の給料を大幅に引き上げました。住民は歳出が4万円増えますが，町長は毎月25万5,000円収入が増えます。住民の生活を守るべき町長が，御自分の生活を優先させています。

高齢者が多い利根町は，年金生活者が多く，しかも年金額が減っています。最終的な判断は町民に委ねることになりますけれども，決めてしまえば住民はついてくるというよう

な発想をする議員がいます。大変困ったことだと思います。

また、小学校統合について申し上げますが、町の将来にとってとても重要なことなのに、住民との話し合いを拒み続けています。今進めている利根町みんなの町基本条例は、町民主体のまちづくりを進めるものですが、今、行政がしていることは、この条例からは完全に逸脱行為で、町民の意に反していると思います。条例が成立していないから逸脱していないと言うかもしれませんが、条例があろうがなかろうが、住民あつての行政、住民あつての議会、主権は住民にあります。学校の統合では、会議録を見ると分かりますが、統合検討委員会の中で付度があったことが明らかになりました。もう一度仕切り直すべきだと私は思っております。

さて、一向に収まる気配のない新型コロナウイルス感染、世界の感染者数6億人を超えました。6月初めに5億3,000万人ですから、わずか2か月の間に7,000万人増加したことになります。当町においても毎日のように増え続け、当時の倍の1,500人に達する勢いです。亡くなられる方も増加し、国内で1日に200人、300の方が亡くなられています。誠にお気の毒なことです。9月から、小中学校の2学期が始まります。児童生徒が元気よく登校できるのか、学校閉鎖など起こりはしないかなど、気になるところであります。

また、前回の議会でもお聞きいただきましたが、12歳の小児を対象とした接種は、今年3月から個別接種を開始したとの答弁がありました。2回目の接種で124名、接種率は22.22%ということでした。このときには、国内の小児を対象とした接種の副反応の報告はないということでした。

ここに来て第7波による感染が、日本は世界最多です。政府は8月17日、感染の有無を調べる抗原検査キットのインターネット販売を解禁するガイドラインを自治体に通知しています。特に、10歳以下の感染者数が急増しています。2.2倍にもなっていることで、小児医療が逼迫しているとの報道があります。町のさきの答弁では、5歳から11歳の小児のみ接種できる、2歳までのお子さんは非該当となっているとの御答弁でありました。

小児は、発熱、喉の痛み、脱水症状、あるいは熱性けいれんでの入院が目立っています。子供の医療を担う病院は限られていますから、通常診療への影響が懸念されます。脳炎や脳症など重症患者は専門医へ、脱水症状など軽症な小児は小児科または一般病院へと促しています。

そして、小児の接種について、努力義務から推奨していくと、加藤厚労相が8月19日の衆議院厚労委員会閉会中審議で次のように述べています。小児の感染状況や新たな有効性、安全性のエビデンスを考慮しながら、本人や保護者が接種の趣旨を踏まえた上で安心して接種が受けられるように、ワクチンの有効・安全性を深めてしっかりと丁寧に周知を図っていきたいと述べ、小児へのワクチン接種を推奨していく考えを示しました。

小児の新型コロナウイルス感染については、当初、重症化の割合は少ないとされていましたが、オミクロン株の流行に伴い、第6波以降は感染者全体に占める小児の割合が高く、

重症化例も増加，そのため，5歳から11歳までのワクチン接種を3月から希望者に対して開始していましたが，これを子供や保護者に強制するのではなく，強く求める努力義務として，この9月から適用となったということでございます。特に発熱外来の中で，小児に対応してもらえるところがどこかということを示していく必要があります，その公表を県にお願いしていく。入院についても，受入れ相談窓口をしっかりとつくっていき対応を取ると，このようにおっしゃっております。

また，さきの内閣改造で初入閣されました永岡文科相も，子供について，強制ではなく子供や保護者の判断が尊重されるべき。その上で，効果や副反応，相談先の情報など周知することが重要として学校現場に協力を求めたと，このように語っております。このように推奨する理由としては，重症化予防に寄与できるメリットがデメリットを大きく上回ると判断した，このようにされております。

そこで，利根町ではこれまで同様，鈴木内科医院だけで対応するのか。いろいろな症状が出ると思うから，その症状を見て親が判断できるように情報を提供すべきだと思います。さきの一般質問の中でも，これら小児医療情報について町広報を活用するとの答弁でした。医者でないから分からないというんじゃないでなくて，両大臣が言うように周知する，これが大事だと思います。

特に親のすべきことは，どのような症状をどのように親が対応するのか。また，自宅療養の注意点はどうか。早めにかかりつけ医に相談することだと思いますけれども，今，町の行政の指導はどのような内容になっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

狩谷保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長狩谷美弥子君登壇〕

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは，井原議員の御質問にお答えいたします。

最初に，事前通告にあります，質問事項に関することでございます。

新型コロナウイルス感染症の第7波は，オミクロン株の派生型であるBA.5への置き換わりにより，全国的に感染者数が大幅に増えております。また，井原議員がおっしゃるとおり，小児への感染も拡大し，全国的に小児医療が逼迫しているという報道がされているところでございます。

茨城県が公表した小児の感染者数ですが，10歳未満で見ますと，7月が5,769人で全体の13.28%で，8月が1万4,603人で全体の13.40%となっており，割合は大きく変わりはありませんが，人数が大幅に増加している状況でございます。

当町の状況でございますが，県から市町村ごとの年代別感染者数が公表されないため，小児の感染者の全数を把握することはできません。町内で発熱外来を設置している2か所の医療機関からは検査及び診療が困難であるという相談や，保護者から新型コロナウイルス

スを含め体調不良で小児科を受診できないという相談は、現在のところございません。

しかしながら、町内の発熱外来の1日の受入れ人数にも限りがございますので、町内で受診ができない旨の相談があった際は、近隣自治体で発熱外来を設置している医療機関を御案内しております。また、休日夜間診療に関しましては、取手市医師会管内の小児救急医療輪番制の医療機関を、心の健康づくりカレンダーや町公式ホームページにより周知しております。

なお、5歳から11歳の小児を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますが、令和4年2月21日に予防接種法の施行令の一部を改正する政令の公布により、全国的に実施されていますが、本日現在のところ、努力義務の規定は適用されておられません。しかし、小児患者数の急増に伴い、以前は少数であった重症例が増加していることから、日本小児科学会が5歳から17歳の全ての小児に新型コロナウイルスワクチン接種を推奨しております。また、テレビ、新聞等で小児の新型コロナワクチン接種が努力義務に変更されたとの一部報道がございますが、国の説明会で努力義務への変更に関する予防接種法の改正は9月上旬と聞いておりますが、国から期日がまだ明確に示されておられません。近々、この期日が明確に示されると思いますので、それを受けてから周知いたしたいと考えております。

次に、今御質問いただきました件ですが、お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した際の療養方法の周知についてでございます。今回、広報ではなく、ホームページで周知させていただいております。お子さんの療養方法につきましては、茨城県のホームページに記載がございますので、町公式ホームページで感染者数を公表しているページに県のホームページをリンクし、こちらから御覧いただけるようになっております。小さなお子さんを持つ方は、スマートフォン、ホームページなどから情報収集をしている方が多いと思われるので、ホームページによる周知といたしました。また、ホームページは、見たいときに必要な情報をいつでも検索することができるという利点がございます。

県のホームページには、お子さんの自宅療養の注意点だけでなく、県の感染対策、陽性者に対する保健所への連絡方法、健康観察の方法、ワクチンの接種状況、濃厚接触者の自宅待機期間の注意点、発熱患者に対する病院のリストなどが周知されております。より多くの方に、県全体の新型コロナウイルス感染症に関する情報を確認していただきたいと思っております。

なお、「広報とね」には、毎月ピックアップとして、新型コロナウイルスワクチン接種に関するページを設け、ワクチン接種の状況、感染者数の推移、感染対策などの記事を掲載し、町民の皆様に注意喚起をしているところでございます。

次に、前回の答弁のときに、小児、5歳から11歳の新型コロナワクチン接種の接種率は、全国的な数値は公表されていないと私答弁申し上げましたが、今現在、全国平均の数値が出ておりますので、それと町の接種率について御説明いたします。

町の接種率は、令和4年8月31日現在の数値でございます。対象者数578人、1回目の接種が済んでいる方が197人、34.1%です。全国の平均は20.0%です。2回目の接種が終わっているお子さん178人、率にいたしますと30.8%、全国平均は18.4%でございますので、全国平均に比べると、利根町のお子さんの接種率は高いという数値がお分かりいただけると思います。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ありがとうございます。

もう1点だけお聞きしておきます。

RSウイルスの感染について、それと新型コロナウイルスが重なるという場合がございます。こうなると、子供のいる家庭、親御さんが大変になる。もちろん子供もそうですが、このウイルスは2歳ぐらいいまでにほとんど一度はかかるウイルスだということで、ほとんど消えるといいますか、しかしながら体内には残っていて、これは一生付き合わなきゃならないウイルスだということも私聞いております。しかしながら、重症化すると呼吸困難で入院するような、命にも関わるようなことが言われております。

今、全国的に赤ちゃんの出生率が少ないということで、子供を大切にします。子供は国の宝だと、昔からそういうことがありましたけれども、なおさら今、そういうふうを感じる時代になりました。

そういうことで、母子ともに健康であるためには、今、町内の医療機関は逼迫していないということでございましたけれども、町内医療機関と話合いが持たれたのかどうなのか、その辺だけ1点お聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 井原議員の質問にお答えさせていただきます。

井原議員がおっしゃるとおり、小児医療につきましては、新型コロナウイルス感染症だけではなく、RSウイルス感染症と手足口病、この三つの感染症によって小児医療が逼迫していると言われております。今御質問いただいております、RSウイルス感染症は、RSウイルスに感染することによって引き起こされる呼吸器の病気です。主に秋から冬に流行する、小児の感染症です。これは2歳までにほとんどのお子さんが一度はかかるとされていますが、令和2年は新型コロナウイルス対策で社会的活動が抑制されていたためかほとんど流行せず、令和3年に流行いたしました。そして今年、令和4年も警戒が必要だと言われております。新型コロナウイルス流行と重なると、小児医療が逼迫するおそれもありますので、小さなお子さんがいらっしゃる御家庭では注意していただきたい感染症です。

症状的には、発熱、鼻水、せきなど軽い風邪のような症状が出ますが、通常、数日から1週間くらいで徐々に回復に向かいます。RSウイルスは、接触感染と飛沫感染という感染経路で広がっていきます。その予防として、子供本人及び周囲の方がしっかりと手洗い

をすること、マスクの着用、そして、子供たちが使用するおもちゃ、触れた場所などの消毒、人混みを避けるなど、新型コロナウイルス感染症の予防対策と同じでございますので、御家庭での感染対策の徹底をお願いしたいと思います。

小児の医療に関しましては、新型コロナワクチンの接種の説明会と今後の流れについて、毎回町内の先生方にお集まりいただいて、接種体制について御相談を申し上げているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 次に、総合振興計画との関連性について、1、2、3ということで通告いたしました。

大分傍聴者がおられるようなので、2番に関する小学校統合について恐らく関心を持っていらっしゃるのではないかとということで、小学校統合に関して先にお聞きしたいと思います。

統合に関しては、今もなお、行政は住民に対して丁寧な対応を無視し続けております。最後まで住民との対話を続けるべきだと私は思っております。町は、議会での議決を踏まえて、それを一つの理由にして、話を拒否しております。しかし、検討委員会での会議の進め方についてのほうが重要だなと。この進め方について、内部で果たして話を持ったのだろうか。私は、この辺の反省も非常に大事だなと思っております。

再三指摘しているように、9回開催の検討委員会の中で、早くも第2回目の検討委員会の中で委員長の発言で、統合の方向性が決まっているんですよ。早過ぎるんですよ。これは審議していないじゃないですか。このことから、統合の是非を検討委員会に諮るのではなく、統合することを前提に諮問している、このようにうかがい知ることができると思います。これ、明らかに忖度です。忖度している。小学校の統合を忖度してまで決めるその理由、その意義は何なのか、私は分かりません。それよりも全町民の意思を確認する、このほうが大事です。

前回もいろいろお話しさせていただきましたけれども、一つは、検討委員会の2回目なぜ決められたのか。その諮問している側、町は、その辺について話をすべきだろうと私は思いますよ、反省をする意味で。今後のいろいろな重要な事柄に対して諮問していく上でも、これはぜひ検討の余地があると思います。

また、この統合について議会で議決されたのであれば、住民に不安を感じさせないように、また子供が安心して登下校できるように、その統合の意義を住民に膝を交えてきちんと説くべきではないでしょうか。要するに、理解してもらうことに尽きると思います。この説明するということは、行政でも議会でも一番大事な、そして業務の一つであると私は思っております。説明することによって住民は理解を深めるわけですがけれども、説明しないと、住民との距離、乖離がだんだん広がってしまって、最後には住民の信用を失ってしまうのではないかと。そうなったら行政も議会もおしまいですから、やはり住民への説明、

理解していただくというのは、大切なことだと思います。ましてや教育委員会ではなおさらのこと、話し合うことの大切さ、理解してもらうことの重要性、これは十分に理解しているはずです。

そういうことでお聞きしたいと思いますが、この統合検討委員会の進め方について、諮問した側、諮問した委員会ではどのように思っているのか。私は反省すべきだと思っているのですが、どのように感じているのか。

それから、話し合うことの大切さ、これをどのように理解しているのか。

まず、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） まず、一般質問の通告書の2、総合振興計画などの関連性について、（2）小学校統合に関し、お聞きします。今も住民の声を無視し続けています。統合に関しての諸課題について、また、上位計画との関連性についてお聞きしますという通告が出ておりますので、これにつきまして、まず、答弁させていただきます。

これまで統合に関する御意見や御質問をいただいたものにつきましては、個人、団体を問わず、全てお答えしているところでございます。

また、統合に関する諸課題につきましては、令和2年10月に利根町立小学校統合準備委員会を設置し、統合に向けた準備、検討及び調整を行っており、加えて、学校施設の改修工事なども順調に進んでおります。これも、ひとえに小学校統合準備委員会の委員である保護者の代表者や地域住民の代表者の方々をはじめ児童やその保護者、また教職員の方々など、皆様の御協力のおかげをもちまして順調に進んでいるものだと、大変感謝しているところでございます。

次に、町の上位計画との関連性につきましてお答え申し上げます。

利根町では、総合振興計画を町の最上位計画と位置づけており、平成31年3月に第5次総合振興計画を策定、公表したところでございます。本計画の76ページ、基本方針3、誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり、基本施策2、特色ある学校教育の推進、施策4、安全・安心で豊かな教育環境づくり、②小中学校の適正規模・適正配置の推進を主な取組として掲げております。本取組の現状と課題として、少子高齢化により人口の減少が進み、児童生徒数が年々減少しているため、小中学校の適正規模などについて要因を分析し、学校の適正規模・適正配置の実現に向けた取組を行う必要があります。行政の役割として、小中学校の適正配置などに関する方針を策定し、適正化の実現に向け計画的に取り組むとしております。

町教育委員会では、町の最上位計画である第5次総合振興計画に基づき、令和2年3月に小学校統合基本方針を策定し、本方針に沿って小学校統合事業を進めているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 井原議員から御質問がございました、答申をどう受け止めているのかということですが、記憶によれば、全部で9回の調査委員会が開かれました。2回目に議長のほうからそういった方向性が示され、私も議事録を何度か確認をしたのですが、それ以降、3回、4回、5回、6回、7回と様々な視点から学校の統合についての議論がされておりました。

答申をいただいた教育委員会が、10の附帯意見の中にありましたアンケートをその後やりました。そのアンケート結果の細かいところは省きますが、3校の統合やむなしという声が大半を占めております。そういった結果をもちまして、教育委員会の学校統合基本方針案を示させていただきました。

複数回の教育委員会、同じく複数回の町長部局との総合教育会議を経まして、学校統合の基本方針を公開するわけですが、その前に1か月間のパブリックコメントもございました。そういったことを受けて、1年後に地域の説明会を経て、議会に統合の条例案を出させていただきました。

そういった時系列で考えますと、必ずしも委員長に付度しているということは決してございません。教育委員あるいは町長部局、町長をはじめ町の課長、あるいは議員の皆様の一人一人の考え方に沿って民主的に手続が進められ、統合まであと半年というところまで来ております。粛々と進めていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、課長のほうから、住民の声に関する事、統合に関しての諸課題について、また、上位計画との関連性、全て答弁をまとめていただきました。

今、私聞こうとしているのは、住民の声、そして諸課題について聞こうとしております。教育長の今の答弁ですと、2回目で決められたということ、その後も何回か回を重ねるごとにそういう話はされていたよという答弁だったかと思います。しかし、2回目に早くも決まっていれば、9回まで開いても、これは同じですね。方向性が決まっちゃっているのですから、何もならないわけです。これについては、時間もないようなので、時間があつたらまた終わりのほうで議論したいと思います。

まず、統合に関して、検討委員会、御父兄の方の一部を交えていろいろ話をされている、これはよく分かりました。しかし、一番心配しているのは、子供の親御さんです。住民と顔を合わせない教育委員会では、この親御さんとちゃんと話していないのではないかと。それが、一番危惧するところです。統合するときに自分の大事なお子さんを預ける、そういうときに疑問がある、聞きたいことがたくさんある、これは誰でもありますよ。

事情は分かります。コロナ禍の中で大勢の親御さんを一堂に集めて説明できない、そのもどかしさはあると思いますけれども、何らかの形で一つ一つ町の方針を親御さんに周知する、あるいは町民に周知するということが大事かと思えます。

今回、問題が大きくなったのは、809名の方からよりも、住民の声として、要するに町

の振興上衰退するのではないか、その辺の意見が大きいわけです。ですから、教育委員会の話ばかりではなくて、行政もちゃんとその場において説明しなきゃならないわけです。

そういう点で、私が親御さんに代わってここで細かい点質問するのは的を外れているかもしれませんが、お聞きしていきたいと思います。

まず、登下校が利根小学校になるということで、乗っている時間が長くなりますね。最高で何分ぐらい乗るのですか。

まずそれだけ、1問ずつやっていきましょう。

○議長（新井邦弘君） 議場において議会傍聴されている方に申し上げます。静粛にお願いいたします。

中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） スクールバスの時間ということでよろしいですか。スクールバスの一番長い時間ということでよろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） バス通学になるわけですね、小学校。そうすると、バスに揺られている一番長い児童は、何分ぐらいバスの中にいることになるかということを知っている。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 約25分くらいになります。東文間地区、加納新田の子供が今、文間小学校に通っている時間も約25分くらいですけれども、一番長くてもそのくらいの時間ということで予定しております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 大変長く揺られるということになりますね。いろいろ事故が起きないように、これはまた後の話になりますが、大体考えてきたことを先にお聞きします。

学校と、教育委員会でもいいですけども、保護者との連絡方法、今どのように取り合っているのか、それを解決しているのか、それをお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 統合に関する連絡ということですか。それとも、一般的な学校からのお知らせということでよろしいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、統合に関しての問題点について聞いていますので、統合に関して、先ほど申し上げたように、不安を感じる方、疑問を感じる方がたくさんいると思うので、それについての関連で保護者からの問合せ等があると思います。一人の保護者とのやり取り、それは分かりますけれども、それが全部で共有されないという面があるのではないですか。これは大事なことです。

先ほども言っているように、コロナ禍でみんな集められないから苦労しているのは分かりますけれども、その辺の連絡はどういうふうにとられているのか。全部に周知させるに

はどうなのか、一人の疑問は全体の疑問ですから。そういうことでお答えください。

○議長（新井邦弘君） 井原議員に申し上げます。ただいまの質問は通告されておりませんので注意を願います。通告内容に従って質問してください。

井原議員。

○8番（井原正光君） 私は、統合に関しての諸課題についてという通知を出してあります。ですから、その中に入っているかと思えます。お答えいただきたい。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） まず、保護者の方等からの問合せについては、その保護者に対して町からメール等で回答しているというのが実際の話で、そのほか学校からの連絡等につきましては、アプリとかメール等を使って連絡はしている状況でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 聞いているんじゃないくて、どこでこれはまとめているのですか。聞いているんじゃないくて、あなたのほうで全体をまとめて把握していないと、先に進まないじゃないですか。

だから、統合ですから、いろいろな問題があります。不安があります。その不安を解消していくために、保護者は、教育委員会なり行政なり電話をかけてくると思います。その場合の対応、は当然していますよね。その問題というのは、重要な場合も多々あります。

それを保護者全体で共有できないその悩み、それを感じませんか。私は全部で共有すべきだと思います。そこに大きな問題があるのではないかということで、今、お聞きしています。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 保護者の方から、確かに問合せ等があります。先ほど言ったように、保護者に回答いたしまして、みんなに共有する必要があるものについては、教職員の方と相談して進めている状況です。それが全部、保護者の方に行っているとは限りません。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 必要なものであるかの取捨選択というのは、教育委員会の中で決めないで、それはどういうことであっても保護者全体に知らせる、それが一番私はベターだと思いますよ。

それから、今度バスになって、登下校の見守りといいますか、見守りがなくなったと言えればそれまでですが、保護者または地域の方に以前よりは縮小されるかも分かりませんが、子供たちの見守りをお願いすると思います。その辺の話合いというか、その体制既にできているのかどうなのか。また、どのようなことをどのようにお願いしたのか。

また、保護者からはどのようなことで要望があったのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 7月の統合準備委員会におきまして、その辺の話をさせていただき、また今度9月に統合準備委員会がありますので、保護者の代表者の方にその辺のお願い、見守りを、ボランティアの方、保護者の方、学校の教職員と支援員、それから用務員等にも今度見ていただくということで、確かにバス通学で13台のバスを使いますので、その辺考えているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、保護者の代表の方を含めて話し合うというお話でございましたけれども、代表でない人にはどのように周知するのか、その辺はどのようなのですか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 今、その前の段階で、その方たちの意見をお聞きしまして、井原議員の言っているとおり、保護者の方全員にそういう協力をお願いをしたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いろいろ決まった情報を流す、知らせる、これは一番大切です。やはりどこか、教育委員会なら教育委員会がそういったいろいろな疑問や質問を全部まとめて流さないと、共有できないじゃないですか。おかしいなと質問した人だけ分かるけれども、そのほかの人たちも気がつかないで、そのことに対して疑問を持っているかも分からない。そういう人たちへの通知、知らせる、そういうところが欠けているのではないですか。それはやってもらわないと困りますね。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 先ほども言いましたとおり、必要であると思われるものについては、そのような形で行います。その方だけの悩みの問合せ等もありますので、こちらについては、そこで終わりというものもあっていいのかなと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） それから、バス停の位置等、これはもう決まったのですか、バスのルートやなんか。それはいつ発表になるのですか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） こちらについても決定しておりまして、9月の準備委員会で報告をして、そこで決定をして、教育委員会のほうにも報告して、その後に保護者の方等にも通知いたします。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 子供の自宅から500メートル以内にバス停を設置するということですが、このバス停の設置というのは大きい道のところだと思いますが、そのバス停の表示というか、そういうのはできているのですか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） これから発注するところで、今、進んでいる状況でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いっぱいあるのですが、大きな災害はさておいても、今、各地で大雨災害警報が出ています。ああいったときの子供の親に対する引渡し方法、これはどのようにされるのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 現在、学校と保護者のほうはメールで連絡体制がつながっておりますので、一斉メール配信を行うことによって引渡しを行う予定になっております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今の保護者は皆さん若いからメールでできると思いますけれども、災害時におけるメール、それはいいですけども、車やなんか集中しませんか。

いろいろなことが起きると思うので、今考えられていること、こういうことが想定される、これについてはこう対処しようと思っておりますというようなこと、それを教えてください。細かく教えてください。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） そうならないように、防災危機管理課のほうと相談しまして、高齢者避難と一緒に、早めの避難ということを考えております。

引渡しにつきましても、確かに車等は多く来ると思いますので、集中しないよう入り口と出口を別にするという形で、学校の駐車場等の入り口、出口を今考えている状況でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） もう少し細かく説明できないのかな。災害時は誰が迎えに来たって引き渡さないでしょう。登録したからとかなんとか、そういう決まりがあるでしょう。何でそれを言わないの。隠しているの。

だから先ほど言っているように、細かく分かりやすいように、聞いている人もいるのだから、その人たちに安心感を持たせるように答弁してくれないと困るんだよ。隠し事するみたいに、聞かなきゃ答えない、そういう姿勢が受け取れる。そういうことであっては、ますますこの統合に対して不安を募らせる方がいっぱい出てきますよ。

そういうことでお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 引渡しについては、現在の布川小学校の家庭数に比べて大幅に引渡しにいらっしゃる御家庭の数が増えることが予想されますので、布川小学校のほうには、現在、駐車場を整備させていただいて、保護者の来校に対応できるようにしております。

ます。布川小学校は、幸い門が二つございまして、グラウンドを使うことによって転回をしたりすることが可能にもなりますので、1か所に滞留するようなことがないように、今、学校教育課長から話があったように、入り口と出口を分けながら引渡しができるようにしていきたいと思います。

また、引渡しに際して、今、議員のほうからお話がありました、引渡しの対象者に関しては、3名程度引き渡せる対象者を学校のほうでは把握するようにしています。名簿のほうに記載されている方が引渡しに来ていただいたときに、その方に引き渡すという形。これは、先生方がスムーズに動けるように引渡し訓練等を事前に行うことによって、実際に災害が起きた場合の対応がスムーズにできるようにしていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そのほかにも、親が迎えに行くときに、急病もあるだろうし、勤めている方も大勢いると思う。そうすると遅くなったりしますよね。そういったときの体制なんかはどうなのか。

これらいっぱいあるので、一般質問で時間が足りないので、本来であれば教育委員会のほうで、こういう場合はこうだ、こういう場合はこうだと、私どもよりも親御さんに全部一斉メールで流してくださいよ。全てのことについて、ありとあらゆる考えられることについて。そういうことでお願いできますでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 情報発信の在り方に関しては、もちろん教育委員会の中で、どこまで今回は委員会のほうから発信するものなのか。例えば引渡しの方法等については、現在、学校のほうが実際に行っています。そうやって考えたときに、委員会の中での情報発信の在り方、学校と協力しながら発信していくところ、そこはこの後検討して発信していきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 時間もなくなってきましたので、統合に関しては終わりにいたしますけれども、新しい学校になるわけですから、御父兄の方はさぞ心配していることでしょう。その不安、疑問を少しでも解消させるためには、教育委員会としては丁寧な対応、説明、これを望みますし、決まったこと、大事なこととかなんとかあなた方が判断するのではなくて、相談されたこと等については、全ての保護者に連絡してあげるようにということをお願いして終わります。

次に、学校の跡地利用に関する件について伺います。

説明会が3回行われておりまして、学校統合と絡んでいますので、多方面にわたっての意見が出ましたね。この場に参加した方というのは熱心の住民の方ばかりで、いろいろな声がありました。利用に関する考え方、その意見に対して、行政は担当が違うからということもあったのでしょうか。あまり耳を貸そうとしなかったというふうに私は思っております。

す。自ら配布した資料によって黙々と話して、こういうふうに決まったんだよというようなことで、参加者からの意見を受け入れるような体制を見せなかったように私は見受けられます。何もかも決まっているからという説明会であったように思っています。いろいろな検討会での意見を尊重して、集約したその意見から逸脱しないように行政も気をつけながら説明したのかなど。それだからこそ、なかなか意見を受け入れられなかったのかなど思います。

その中で、一つ、二つ大事な指摘がありました。それは持ち帰って庁内で検討する、そういう余地があると思います。その一つには、地域にあっての学校ですから、地域の人たちにとっては、これまでじいさん、ばあさん、もっと前の代からかも分かりませんが、長い歴史を繰り返しながら、学校とともに生活してきたわけです。地域とともにある学校づくり、この場でもこの言葉がいろいろ躍りましたけれども、最近では、統合の話が出てから、地域とともにある学校とか、そういう言葉はなくなってしまいました。

そういう言葉がないということは、廃校することによってなくなってしまった、言葉が出なくなったということだろうと思いますけれども、廃校というのは、地域の衰退、大きく考えれば町の衰退にも結びつくと思います。ですから、この跡地利用は、活気ある学校があったよりも、なおさらその活用方法を見いだしていかなければ地域は衰退すると思います。私は、この総合振興計画の中で一番大事な難しいと言われる土地利用について、根本的に考えるべきではないかと思います。これは説明会の中でも意見が出てきています。

ですから、当然この意見は持ち帰って検討したと私は理解していますので、その辺の御意見を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、私たちのほうではできるだけ廃校という言葉は使わず、跡地という言葉を使わせていただきまして、住民の説明会を開催させていただきました。一方的な説明ということですがけれども、説明時間のほうは約45分、その後質疑応答ということで約1時間15分程度、どこの会場におきましてもお答えをさせていただいたところでございます。

その中でいろいろな意見が出ております。東文間小学校の跡地のようにならないように、できるだけ町民団体の活動拠点、地域住民が活用できる施設ということをこの方針の中でうたいまして、説明をさせていただきました。

その中で御質問等、御意見をいただいたものにつきましては、この後また検討委員会を再度開かせていただきまして、そこの中で検討していただきまして、反映できるものは反映させていただくということで考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 井原議員に申し上げます。井原議員の一般質問の冒頭、また質問中に、小学校統合に関して付度があった旨発言がありました。この発言は不穏当と認めるので、発言の取消しをしたらいかがでしょうか。後で事務局のほうとお話をしてください。

井原正光議員の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時30分とします。

午前11時58分休憩

午後1時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番通告、6番石山肖子議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 7番通告、6番石山肖子です。今回の質問は、自治体DX、自治体デジタルトランスフォーメーションの取組について、そして、利根町の部活動の地域移行の進捗について、2点を伺います。

まず1点目、自治体DXの取組について伺います。

国の動向については、平成28年の官民データ活用推進基本法の制定に始まりまして、令和2年の官民データ活用推進基本計画の策定、同じく、令和2年には総務省が自治体DX推進計画を策定しまして、令和3年、昨年9月にはデジタル庁が設置されました。

また、令和2年閣議決定で改定されましたデジタル・ガバメント実行計画の冒頭では、このデジタルトランスフォーメーションをこのように強調しています。デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出する。また、従来のやり方をデジタルに置き換えるだけのデジタイゼーションではなく、次の時代の新たな社会基盤を構築するというデジタイゼーションを具現化するものとございます。

先日、日頃より関心のありました、自治体の情報サービス基盤としての公共図書館の動向について、詳しくはデジタル資料をどのようにコレクションとして蓄積させようとしているのか、東京都立図書館の作成しましたAI時代の図書館在り方検討委員会の最終報告、これは令和3年3月に発表されております。こちらを拝見いたしまして、多様な媒体の情報にアクセスできることが新たな価値を生み出す底力になると、さらに認識いたしました。

また、図書館での用語ですけれども、レファレンスサービス、これは、情報や資料を検索、提供、回答すること、利用者が学習、研究、調査することを助ける図書館業務のこととございます。このレファレンスサービスが充実していると聞き及びまして、守谷中央図書館を訪れました。現場では、隣接しまして市役所が建っております。この市役所も見学させていただいたのですが、こちらには、市長公室デジタル戦略課があることを知りました。

この守谷市DX推進計画書（令和4年3月策定）、この内容についてもそうですけれど

も、DX、デジタルトランスフォーメーションを単なるデジタル化として、そういう目的として捉えるのではなくて、手段として捉え、データ利活用を見据えたデジタル化、データ利活用そのもの、つまり集まったデータで新たな意思決定、新たなサービスを展開することと解釈しています。

これは、EBPM、略語ですけれども、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、根拠に基づいた政策決定に通ずるものです。エビデンスとは政策効果の測定に関連を持つ情報やデータのことであり、この守谷市の図書館、市役所を訪ねたことを契機に、自治体DXと例えば教育DXの本質には相通ずるものがあると認識いたしました。

通告書のほうに記載しましたのは、国の経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）では、成長と分配を共に高める人への投資をはじめ科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資を柱とする新しい資本主義の実現に向けた重点投資分野についての官民連携投資の基本方針が示されたところです。

地方自治体においては、従来、住民情報系業務と内部業務についてシステム化などで効率化を図られてきたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策の実態により、地域のデジタル化の遅れが可視化され、従来のシステム化のみでは効率化の限界が課題となっており、これを契機として、デジタルデータとデジタル技術を活用した自治体DXの取組が全国で加速しております。先駆的な取組をしている自治体では、市町村が管理する河川の監視、災害時の被災状況の把握やインフラ管理など、これまでシステム化の対象とはされていなかった業務についても、デジタル技術を用いることで効率化、高度化を実現しようとする事例も見られます。

このように、自治体DXのカテゴリーは、行政手続のオンライン化、システム入力自動化にとどまらず、防災業務や住民からの問合せ対応の自動化、行政サービス情報のプッシュ型配信など、スマート自治体を実現させる、つまりSociety 5.0の時代にふさわしい仕組みづくりや方策が試みられている状況です。利根町も自治体DX、地域DX実装に向けての黎明期を迎えていると考えます。

そこで今回は、まず初めに、総務省の自治体DXの推進というページに掲載してあります地域社会のデジタル化に係る参考事例集、こちらを拝見しましたところ、身近にこの利根町という行政の中でいろいろなデジタル化の試みというのがあるのではないかと思います。

この参考事例集の事例に相当する利根町の現存の事業にはどのようなものがありますか。特に防災DX、医療介護DX、教育DXに関わる事業についてお伺いいたします。

次からの質問については自席にて行います。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 石山議員の御質問にお答えをいたします。

自治体D Xにつきましては、令和2年12月にデジタル・ガバメント実行計画が閣議決定され、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化し、国の支援策等を取りまとめた自治体D X推進計画が策定され、当町においても、国の工程表に基づき準備を進めているところでございます。また、地域D Xにつきましては、デジタル技術の活用を通して地域の市民生活や経済活動を変革することと言われており、デジタル時代の変化に合わせて地域の社会システムを再構築していくことを含んだ概念となっています。

議員御質問の当町における地域社会のデジタル化の現存の事業でございますが、現在、住民生活分野での事業としては、「広報とね」をウェブ上で誰でもいつでも見ることのできる環境を整えております。また、利根町行政アプリを公開しており、町の最新情報をプッシュ通知でお知らせしています。防災分野におきましては、先ほどの利根町行政アプリの中にも防災情報の項目がありますので、防災情報をプッシュ通知でお知らせできます。

医療分野におきましては、取手医師会内において医療情報共有システムを運用し、医療機関と介護事業所等の連携体制を構築しております。また、新型コロナウイルスワクチン接種予約をウェブ上から行えるシステムを導入しております。

介護分野におきましては、徘徊が見られる高齢者を介護している家族に位置情報端末機器を貸し出して見守りを支援する、利根町徘徊高齢者家族支援サービス事業を実施しております。

観光分野におきましては、利根町観光アプリ「ぶらっとね」を公開しており、当町の観光のスポットやイベント情報などをプッシュ通知することができます。

教育分野におきましては、タブレットパソコンを児童生徒一人一人に配布しておりますので、授業での調査、写真での記録、意見交流ソフト、学習支援ソフト、デジタル教科書などを活用し、デジタル技術の有効活用を推進しております。また、御家庭にWi-Fiがない児童生徒のために、Wi-Fiルーターの無償貸出しを実施しております。そして、業務量が多い先生方の効率化のため、各学校に校務支援システムを導入しております。

地域におけるデジタル人材の育成におきましては、今年度、テレワークで仕事を始めた人向けのウェブ会議研修会を開催予定でございます。

このように、当町においても、徐々にではございますが、様々な分野においてデジタル技術を活用した方策を進めているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） いろいろな分野でのデジタル化、デジタルトランスフォーメーションに向けた取組がこのように今まで行われていることを説明していただきました。

今回、この自治体D Xについて私も理解を深めたいために、いろいろなところの計画ですとか、どういう戦略的な組織をどのように置いているか、そのようなところを調べるた

めにいろいろな自治体のホームページ等を拝見してまいりましたが、この二、三年で、例えば自治体のホームページにチャットボットと言われる、例えば「利根町」とネット上で検索して、ホームページのトップページに飛びます。そうすると、ある自治体では、右下、右上というところにアイコンが出てきまして、チャットボットですから、ロボットのボットだと思えますけれども、どういうことをお探しですかというようなマークが出てきて、そこで自動化によるやり取りができるというのを拝見しまして、これは時代の潮流といたしますか、これからの新しい時代のA Iとの共存、どちらかというとならA Iのほうが入ってくる感じにはなりませんけれども、人手がないとできないこととの共存をつくっていくのだろうなど、ハイブリッドでいくのだろうなという思いを強くしまして、今回質問させていただいております。

そこで、いろいろなアプリ等も開発していただきまして、私たち利用者はその恩恵に浴しているわけですが、一つ、教育D Xについて二度目の質問をさせていただきますでしょうか。というのも、私も説明が足りなかったかもしれませんが、毎回言っているように、教育というのは、学校教育と社会教育、生涯学習という意味での社会教育を含めて私は教育と捉えております。先ほど紹介しました、守谷市等の自治体では、その自治体D Xが進んでいるところが情報基盤としての図書館、こちらも独自の戦略を立てて、電子書籍ですとか、そういうものも先んじて用意しているようなところがあります。

ですので、G I G Aスクール構想の進捗がこのコロナで進んだわけですがけれども、学校の教育の中でのデジタル化に加えて、社会教育の範疇の中でどのようなことをなさっているのか。また、これからどのような構想を持っておられるのか、ぜひお聞きしたく再質問いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 学校図書システムにつきましては、現在、布川小学校のみ導入しております。次年度以降は、利根中学校にもシステムの構築を検討しております。町内の学校全てに図書システムを導入することで、今まで難しかった学校間での図書の貸出しや図書の全容を正確に把握することができ、学校図書の利用促進につながると考えております。また、町図書館との連携も可能となるシステムの新規構築も検討しており、児童生徒のさらなる読書活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 社会教育の範疇での図書館というのが公共図書館、利根町では町立図書館、そして、それぞれの学校においては学校図書館というものがあまして、それでシステムを布川小では導入しまして、そこでは司書が本を毎年選定するときのデータを参考にしてやっていると思われまます。それから、学校の授業との連携もある程度の冊数が必要ですがけれども、例えばクラスの人数分使って授業で参考資料とする、そのようなことができつつあると聞いております。

これからの図書館システムというのは、私も以前の一般質問でも申し上げてきましたが、図書館ネットワークをつくっていくお考えはあるのですかと聞いてまいりましたが、今回、ネットワークということはお考えになっていると。町図書館と、利根中にシステムを入れて、その後ネットワークということでもよろしいのでしょうか。ちょっとイメージがしづらいのですが、例えば学校にあるシステム用のパソコンで町全体の図書館の情報が分かり、そして相互貸借といいますか、貸出しを依頼できるような、そのようなことをお考えなのかなと思っておりますが、またこれからのことだと思っておりますけれども。

もう一つお聞きしたいのは、デジタル化に当たって、ここに人材の必要が出てくると思いますが、今の司書の方、このシステム化に当たって今まで準備されてきたと思っておりますが、引き続きそちらに今までの経験を生かされるように私は願うのですが、その辺の人材の使い方といいますか、そういう言い方してはいけないですが、そのようなお考えでしょうか。また、人材を増やすとか、そういうこともお考えなのではないでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 今現状は、2人で2校ずつ司書の方は見ていただいているという状況ですが、それを今度、布川小と利根中それぞれ1校ずつ持っていただくという形で考えております。

先ほど言った、システムのほうについては、利根中は導入するというのを考えておりました、その際には図書館システムを使って検索という形になります。一番いいのは全部図書館のシステムを学校のほうにも入ることによって全部がつながるということになっておりますが、今は両方のところで進めている状況で、結果、来年以降どのような形になるかは今現状は未定ですけれども、最低でも利根中にシステムを導入する、よければ図書館と同じものを全部の学校に連携できるシステムを入れる、その2者で今検討しているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 御構想されている内容がよく分かりました。このネットワークをつくるという意味が、私が今回質問差し上げている中では、図書館にあります資料をどうやって保存して、そして有効に活用していくかという意味で、非常にいい方向だと私は思いました。それと、もしこのネットワークが構築され、例えば町の図書館の書籍を学校で使いたいということでそちらのほうを借りるとなると、本は物なので、デジタル化されているものもあるかもしれませんが、そういうものを運ぶという作業、物流のシステムもつくらなくてはいけなくなりますが、そこには人の力というのが生きてくるのかなと思っております。

それでは、次の（2）でお伺いいたします。

自治体DX、地域DXにおける新しいユーザーインターフェースを考慮した住民サービスを実現する計画、これは多分、利根町のDX計画、レベル的にはそのようなものになる

と思いますが、先ほど準備をされているということで町長からお話がありました。

こちらのほうは大体で結構ですので、あと1年とか2年とか準備がかかってその後にこの計画ができるというような、できる範囲で結構ですので、御答弁をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えをさせていただきます。

総務省で取りまとめております令和3年度の自治体DX・情報化推進概要によりますと、自治体におけるDXを推進するための全体方針の策定につきましては、全国1,741市区町村のうち、策定済みが219、12.6%でございます。令和3年度中に策定を予定している自治体数が310、17.8%、令和4年度以降に策定を予定している自治体が415、23.8%、未定が797、全体で45.8%でありまして、当町におきましても、今のところ未定となっているのが正直なところでございます。

先ほど町長が申し上げました、国のほうの工程表に基づき、令和4年度、令和7年度までに整備しなければならないものにつきましては、その工程表に基づいて整備を進めているところでございます。先ほど未定ということでございますが、議員の御質問のとおり、新しいユーザーインターフェースを考慮した住民サービスの実現は、デジタル化のメリットにおいて大変重要な施策でございますので、自治体DXを着実に実施していくために、本町におきましても、利根町DX推進計画が必要なのかなと感じております。

この計画を策定するためには、前回、6月の山崎議員のデジタル庁の設置に関する一般質問でも答弁させていただいておりますけれども、今の組織体制ではなかなか難しいと感じているところでございますので、この辺につきましては、今後、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 御答弁ありがとうございました。今回、この質問するに当たりましていろいろ調べた中で、企業、事業所などはこれを率先して進めているらしいと。自治体のほうはちょっと遅れぎみといたしますか、この一、二年の準備具合で、小さな自治体ではありますけれども、利根町というところが、その特徴を生かしたデジタル化、トランスフォーメーションができていけるように、どうかお願い申し上げます。

続いて、3番目のSociety 5.0に向けたデジタル人材の活用、ちょっと大きく出ちゃったのですが、このSociety 5.0という概念が、国の総務省と経産省でしょうか、そちらのほうでもよく出てくる言葉でございますので、例えば第6期科学技術・イノベーション基本計画というものの要旨が一般公開されておまして、こちらの科学技術・イノベーションということでありますが、Society 5.0をよく表現した文章がありましたので、共有させていただきたいと思っております。

第6期基本計画に込めた概念、目指すもの、これについてこのように表現しています。

我々が目指すべきは、第5期基本計画で掲げたSociety 5.0を現実のものとする

ることであろう。20世紀の負の遺産を超えていこうとするSDGsの提案に強く共感しながらも、そこに信頼と分かち合いという我が国独特の価値観を重ねたコンセプトとして、Society 5.0を再提示する。社会や自然との共生、信頼に基づく市民感覚、三方よしの社会通念、分かち合いの共感性、こうしたソフトパワーの価値を信頼性の高い科学研究や技術力、さらには極めて質の高い社会データの存在と結びつけ、我が国の未来像として、Society 5.0を世界に問いかける。

このような前書きがありまして、大きな概念ではありますけれども、ぜひ利根町という自治体がこの概念を少しでもイメージしていただきまして、私の個人的な願いですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

そこで、このSociety 5.0に向けたデジタル人材の活用、確保、育成についてのお考えについて伺いますが、6月の定例会におきましても、外の人材の受入れについて準備をされているということもお伺いいたしました。

それも含めて、外の人材の活用、それから中の人材の育成について、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えをいたします。

Society 5.0で実現する社会は、IoT、インターネット・オブ・シングスで全ての人と物がつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、少子高齢化や地方の過疎化などの課題や困難を克服する社会と言われております。この社会を実現し対応していくためには、現在のデジタル化における技術が高度化、複雑化し、町の行政職員だけでは対応が困難な状況が多くなっておりますので、デジタル人材の活用、確保、育成については不可欠だと考えております。

このことから、国におきまして、市町村の外部デジタル人材の受入れについての制度や市町村の情報担当職員に対する各種研修会も開催されております。これらの制度を調査、検討し活用したいと考えておりますけれども、今、国のほうから示されております、外部人材の受入れ制度につきましては、最高情報統括責任者の補佐官として市町村が外部人材の任用を行う場合に、総務省が募集を一括してホームページで公表していただいております。この分につきましては、地方財政措置もありまして、財政措置がたしか0.5、2分の1の助成があるような形となっております。

また前回、地域活性化起業人ということで、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れられる制度もございます。こちらにつきましては、特別交付税措置ということで1人当たり560万円の措置がございます。ただ、今、日本全国デジタル人材が不足している状況でございまして、いろいろなところにお声かけをしているところでございますけれども、なかなか難しいところもございます。

先ほどの総務省のホームページに載せるとか、また、地域活性化起業人、特別交付税で

対応できる人材の確保につきましては、継続的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） どうぞ外部人材を受け入れて、町の頭脳と外の頭脳が合わさりまして、どうかSociety 5.0という、私もこの速度にはついていけないで乗り遅れている感じですがけれども、新しい時代がやってくるというのはわくわくもしますけれども、考えたくないというのも一方でありと私ちょっと感じていまして、でも、これは受け入れていかないといけない。だから、デジタル化と人のパワー、これが合わさってハイブリッドで行っていったいただければと思います。

最後に、御紹介という意味もございまして、今回この質問をするに当たり、企業のほうで事例がたくさんありまして、株式会社野村総合研究所社会システムコンサルティング部、それから、社会ITコンサルティング部というところの研究報告、この野村総研の研究成果として2名の方の自治体DXをより加速するために何をすべきかという報告書、こちらを基に質問させていただきました。いろいろな事例が載っております。近いところでは、市川市のDX憲章、このようなものを参考にされまして、ぜひ実現目指してやっていただきたいと思います。

この実現においては、最後に、加速するための方策の提案ということで2種類、この報告書に書かれてあります。一つは現場の意識醸成ということで、これは人材を外部から受け入れて、そして一緒にその知見を練っていくとか、育てていく、そういうことをやっていくということですが、そもそもトップのコミットメント、これが必要なのではないかと書いてあります。

私が申し上げるのも偉そうで申し訳ないですがけれども、自治体DXを全庁を巻き込んで推進するには、自治体DXに関する首長の理解が必須。全庁として自治体DXを推進するとの首長の指針を明らかにすることで、全職員にとってのミッションとするとともに、自治体DXを共通言語化することができるかと書いてございます。ぜひトップのコミットメント、こちらを楽しみにお待ちしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の質問に移ります。

利根町の学校教育における部活動の地域移行事業について、これも前回お尋ねいたしましたが、その後、文化部活動を進めるようにということで、国のほうからの動きが見えてきております。

利根町の学校教育における部活の地域移行事業について、前回お聞きしましたところ、10月から具体的な指導者に関しての育成事業ですとか、それから生徒の運動部活動の教室、このようなものをされるということで大変びっくりしたのですが、そちらのほうの進捗、それから来年度、令和5年からの部活動の動き、概要で結構ですので、どのようなイメージで行われていくのか御説明をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） お答えさせていただきます。

利根町の地域運動部活動推進事業ですが、今年5月26日に開設されました検討準備会を皮切りに、利根町運動部活動地域移行検討委員会設置要綱を制定し、毎月1回の会議を重ねながら、利根町の地域資源を生かしたスポーツ環境づくりを目指して準備をしております。その内容ですが、利根中学校保護者を対象とした説明会、これは7月12日に行いました。利根中学校教職員を対象とした説明会、これも7月に行っております。利根中学校の生徒、保護者からの御意見、御要望をいただくためのアンケート等も同時進行で実施しているところでございます。

これまでの会議で検討している事項についてお話をさせていただきます。

休日の活動名ですが、スポーツカルチャーの略語として「すぼかるとね」、全て平仮名表記とし、親しみやすさを考慮してございます。この、すぼかるとねには、利根中学校の部活動を母体とした10のスポーツの団体を設けますが、これは部活動としての活動ではなく、あくまでも地域スポーツ団体として活動してまいります。

指導者ですが、当地にありますウェルネススポーツ大学の学生を中心に、利根中では10の部活動がありますが、そのうち野球部ほか五つを学生指導者としております。さらに、中学校の教員、これは兼職・兼業の届けを出して、教職員の仕事とすぼかるとねの仕事をしていただくという兼職・兼業でございます。さらに、保護者を含めた地域指導者が、連携し合って指導に当たることなどが決まっております。

さらに付け加えます。このウェルネス大学の学生指導者でございますが、1部活動当たり5名のグループで指導に当たる予定でございます。5名のうちの1人以上がその部活動の経験者であることなどを大学側と申し合わせております。さらに、ウェルネススポーツ大学の学生指導者につきましては、大学の授業の一環として、このすぼかるとねの指導に当たっていただきます。指導者となる方々には、利根町教育委員会指導課が主催する指導者講習会、これは9月29日、大学で場所をお借りして受講を予定しております。講師は町の指導主事、養護教諭等、指導者としてのマナー、あるいは救急対応等について指導者講習会を設けます。

さらに、令和4年度の活動としまして、10月1日から2月4日までの期間中、土曜日を利用して計10回の活動を予定しております。そのほかの土日の活動につきましては、従来の部活動も並行して実施できることで生徒の活動の場を確保し、生徒の不利益とならないようにすることなどの計画で予定をしております。

また、文化部の活動につきましても、せんだって文化庁から地域移行を進めていくということが示されました。利根中では吹奏楽部、美術部の二つがございまして、現段階で、この部活動地域移行の方向性は間違いないのですが、どのように進めていくかということは具体的には決まっておりません。運動部活動と同じように、地域移行は見えていますが、誰を講師にというところで、今のところ具体的な計画にはなっておりません。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 土日から始めるということで前回もお聞きしまして、10月1日から2月4日までの土曜日の10回を活動を行うということですね。

今年度はこれを含めて既存の顧問の先生とか指導者の方が指導される、プラスこの土曜10回を加えてやってみるということによろしいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 現在、部活動の土日の活動については、土曜日もしくは日曜日の片方だけの活動というふうの方針の中で決められております。ですので、休日で言うと、週に1回の活動日が予定されているのですが、その中の10回をすぼかるとねの活動にするということにしています。その10回が当てはまらない週につきましては、これまでどおりの部活動は並行して実施していくことになっております。

利根町は幸いなことにこの地域移行が進みましたので、活動が入ってくるのですが、他市町村に関しましては、まだまだ従来どおりの部活動を普通に行っていくというのが一般的になっております。活動回数が子供たちにとって、減ってしまうということが心配されますので、そうならないように、土日に1回は部活動、もしくはすぼかるとねの形で運動ができるような環境をつくっていくということで計画しているところであります。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） そうしますと、土曜日10回を加えて、そもそもの地域移行の目指すところが、現在の先生方の業務の多忙さを軽減するという目的があったはずなので、この土曜10回入れることによって、まずやってみると。それから、その後の3年間で文化部のほうも徐々に移行をする準備をしつつ。

こちらのほうの先生方の業務の軽減について、途中、途中でデータを取っていただいて、どのくらい軽減していくかということを経験でお聞かせ願いたいと思いますけれども、その辺についてデータをお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） こちらの目的の中に、働き方改革というのが入ってございますので、県のほうには部活動指導者の勤務時間、こちらも研究成果として報告させていただく予定になっておりますので、必要な情報があればお聞きいただければと思います。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 御尽力いただきまして、順調に進んでいるということで、聞かなくてもよかったかなという感じもするぐらい進んでいるということで安心いたしました。

最後に、お答えいただければいいですけれども、中学校の部活の地域移行という話ですけれども、この中でももちろん指導者の確保というのが一番大事ですけれども、例えば指導者ではなくても、部活動に関して、私ども町民、地域の者が何かお手伝いできるというのがございましたら、そういう地域コミュニティーの力というもの、私どもも邪魔になら

ないようにそこは配慮しながら協力していきたいと思っておりますので、どうぞ必要がありましたら言っていただけますでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 御協力の声ありがとうございます。余談になりますが、7月末、文科省の教育長市町村会議なるものがございまして、オンラインで分科会に参加をさせていただきました。テーマは、中学校の地域部活動移行ということで、7人ぐらいの全国の教育長、同じテーマで意見を交わした機会がございました。もちろん全国の地域の事情は違いますが、話を伺ってみて思ったのは、利根町という地域は本当に恵まれているんだなというのを実感しました。

九州のある村の教育長先生は、町まで行くのに車でも1時間ぐらいかかって、突然湧いたような中学校の地域部活動移行、もうお手上げだということをおっしゃっておいりました。人材はいない、あるいは塾のように考えてみても、町までは時間がかかる。そういったときに地域にどうやってお願いするのか、保護者に丸投げをするしかないというような教育長先生もおいりました。

幸いにして、利根町にはウェルネススポーツ大学なるスポーツに特化した大学がございまして。そこで今回県からいただいた委託事業は、運動部活動に限って地域移行を進めて、令和5年、令和6年、令和7年の3か年をめどに地域移行の推進計画を立てなさいと、その参考に事業を進めなさいということでした。休日の部活動すぼかるとねの地域移行、いずれ平日の放課後に行われるすぼかるとねも、地域の人材を生かした形で進められればありがたいと思っています。

そのときに、専門家でなくても、お声かけいただいたボランティアの方々に子供の安全確保という点で見守りをいただけるという場面も、もしかしたらあるのかもしれない。これからの利根中学校のすぼかるとね、進展を見守ると同時に、議員のおっしゃるような御協力いただければありがたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時40分とします。

午後2時23分休憩

午後2時40分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告、7番花嶋美清雄議員。

〔7番花嶋美清雄君登壇〕

○7番（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。8番通告、7番花嶋美清雄です。いつも傍聴いただき、誠にありがとうございます。それでは通告順に従いまして一般質問を行います。

質問事項 1, 新型コロナウイルス感染症について, (1) 新型コロナウイルス感染症の町の現状をお伺いいたします。

以降の質問は自席で行います。

○議長(新井邦弘君) 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。

狩谷保健福祉センター所長。

[保健福祉センター所長狩谷美弥子君登壇]

○保健福祉センター所長(狩谷美弥子君) それでは, 花嶋議員の御質問にお答えいたします。

全国的な新型コロナウイルス感染症の現状ですが, オミクロン株の派生型である B A . 5 への置き換わりにより, 全国的に感染が急拡大しております。

当町におきましても, 全国的に第 7 波に入ったと言われる今年 7 月中旬以降, 新規陽性者数が急激に増加し, 月別の陽性者数は 4 月が 115 人, 5 月が 28 人, 6 月が 39 人, 7 月が 191 人, 8 月が 480 人となっております。令和 2 年 7 月 26 日に初めて町内在住の方が陽性判明者として公表されてから, 令和 4 年 8 月 31 日公表分まで累計が 1, 485 人となっており, 県内 44 市町村のうち, 少ないほうから 5 番目でございます。

町の感染状況につきましては, 「広報とね」にピックアップとして新型コロナウイルスワクチン接種に関するページを設け, ワクチン接種の状況, 感染者数の推移, 感染対策などの記事を掲載し, 町民の皆様にご注意喚起をされているところでございます。

今後も感染拡大が続くことが予想されておりますので, 町民の皆様におかれましては, 引き続き 3 密の回避, 部屋の換気, 場面に応じたマスクの着用, 手洗い, 手指消毒などの感染症対策の徹底をお願いいたします。

○議長(新井邦弘君) 花嶋議員。

○7 番(花嶋美清雄君) 4 月が 115 人, 5 月が 28 人, 6 月が 39 人, 7 月が 191 人, 8 月が 480 人と, 8 月が感染のピークですね。

これで, 抗原検査, また, P C R 検査を受けられる町の医療機関をお伺いします。

○議長(新井邦弘君) 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長(狩谷美弥子君) 花嶋議員の御質問にお答えいたします。

町内の医療機関で抗原検査もしくは P C R 検査を受けられる医療機関ですが, 2 医療機関でございます。利根町国保診療所と山中医院でございます。

○議長(新井邦弘君) 花嶋議員。

○7 番(花嶋美清雄君) 利根町国保診療所と山中医院ということで, ここの二つの医療機関は 1 日何名ほど検査を受けられる体制ですか, お伺いします。

○議長(新井邦弘君) 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長(狩谷美弥子君) 花嶋議員の御質問にお答えします。

各医療機関の 1 日の検査件数でございますが, その日の相談者, 通常を受診状況等にも

よりますので、おのこの検査件数の上限というのは、申し訳ありません、この時点で把握はしてございません。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 一番ピークだった8月、検査を希望される方、なかなか医療機関に連絡をされても予約が取れないという状況が続いていました。

このことで、町は何か改善策、薬局またはほかの医療機関にお願いするということではできないのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 花嶋議員の御質問にお答えいたします。

検査体制につきましては、各医療機関の体制にもよりますので、町から検査をしてくださいかという御要望に関してはしていない状況でございます。また、県としましては、薬局等で無料で検査ができるシステムもございますので、こちらも御利用いただければよろしいかと思っております。残念ながら、町内での無料検査ができる薬局がございませんので、近隣の市町村の薬局で検査ができる体制を御利用いただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 分かりました。なるべくなら、ほかの医療機関と薬局に協力できるように、町のほうからもお願いしていただきたいと思います。

続きまして、（2）予防接種の状況についてお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 花嶋議員の御質問にお答えいたします。

予防接種の状況でございますが、令和4年8月31日、初回接種である1回目と2回目の接種完了者は、5歳から11歳の小児が30.8%、12歳から64歳以下は87.6%、65歳以上は97.2%でございます。追加接種となる3回目の接種率は、12歳以上64歳以下は67.4%、65歳以上は92.9%となっており、年齢が若いほど接種率が低い状況になっております。

現在、重症化予防を目的として、60歳以上の方と基礎疾患を有する方及び医療機関従事者、高齢者施設等従事者に対して、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を進めているところでございますが、8月31日現在、60歳以上の方7,918人のうち、6,084人が接種済みで、接種率は76.8%となっております。

第7波に入ってから、予約をしたにもかかわらず、新型コロナウイルスの陽性判明や濃厚接触によりキャンセルせざるを得ない方が増えてまいりました。新型コロナウイルスは、一度感染しても再度感染する可能性があることと、自然に感染するよりもワクチン接種のほうが抗体価が高くなることが報告されておりますので、陽性になった場合でも改めて接種することを御検討いただきたいと思います。

また、今年9月中旬から10月中旬に向けて始まる予定になっておりますオミクロン株対応のワクチン接種でございますが、対象者は初回接種が完了している方となります。こ

らは、本定例議会の一般会計補正予算に予診票作成及び封入封緘業務委託料として計上してございますように、約1万4,000人が対象になる見込みでございます。

前回の接種日からの接種間隔につきましては、まだ国が明示しておりませんが、町内医療機関の医師と話し合いを実施し、予防接種法の改正に合わせ、円滑に接種が進められるよう準備をしております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 続きまして、（3）夏休み期間中の小学生の感染状況をお伺いします。（4）の夏休み期間中の中学生の感染状況もお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 夏休み期間における町内3小学校の児童の感染状況ですが、夏休みの開始日から2学期始業式前日の8月28日までに感染した児童数は、三つの小学校を合計して47名となっております。夏休み期間中に当たりますので、校内感染が疑われる事例は発生しておりません。

また同様に、中学校のほうですけれども、8月28日時点の報告では15名となっております。中学校の場合、部活動内での感染も心配されましたが、こちらにつきましても、部活動を含めた校内での感染が疑われる事例は発生しておりません。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 生徒、保護者に健康観察アプリ「LEBER」というのを使用していると思いますが、このLEBERの利用状況についてお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） LEBERのほうですが、登校前に各家庭でお子さんの熱を測っていただいて、また、そのほかの健康観察もしていただいて報告をいただいている状況でございます。多くの方に利用していただいているので、中にはLEBERによる報告ができない御家庭もありますが、そういった御家庭には紙の健康観察票というものをお渡ししながら、全員が朝の段階で熱と健康状態、さらには家族の健康状況も担任のほうで把握できるような体制で対応しているところです。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） LEBERでお子さんの家庭の状況が分かるというのは、とても素晴らしいなと思います。

夏休みも8月28日で終わり、8月29日から2学期が始まりました。児童生徒の様子というのはどんな状況なのか、分かればお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 2学期に入りまして、始業式の日には各学校から、子供たちの様子、電話で簡単にですが報告してもらっているという状況です。それぞれの学校に、いまだコロナによって欠席をしている児童生徒若干名はありましたが、基本的には特に大

きな問題なく新学期がスタートしたという報告を受けているところです。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 全員無事というか、若干名いるということですが、元気だということが分かってほっとしております。

続きます、質問事項2、利根小学校への統合について、（1）利根小学校への統合の進捗状況をお伺いたします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） お答えさせていただきます。

小学校統合に向けたタイムスケジュールの中で検討してきた主なものとしましては、学校名称の決定、スクールバスの運行ルート、バス停乗降場所、校歌・校章、児童クラブの体制、利根小学校PTA会則、ジャージ体操服等があり、全て決定をしております。

工事といたしましては、小学校統合改修工事、こちらは、エレベーター棟を建設し、エレベーター及びバリアフリートイレを整備する工事と昇降口の段差解消、統合後の児童数増加に対応するため、ランチルームを普通教室に改修する工事などでございます。

次に、布川小学校屋内運動場長寿命化改良工事、こちらは、屋内運動場体育館の老朽化に伴う大規模改修工事とございまして、それぞれ7月13日臨時議会において工事請負契約の締結について御承認いただき、契約を締結しており、来年3月に工事完了するよう着工しております。

次に、統合小学校複合遊具新設工事を第4四半期に予定しております。また、スクールバスについて、今定例会に小学校児童通学用バス運行業務委託としまして、中型バス5台、マイクロバス8台の運行業務委託に関する債務負担行為を提出しております。

この夏休みに、布川小学校の教職員と役場職員で2日間にわたり、不用となった物品の処分なども行いました。令和5年3月1日、各小学校の閉校式も予定しております。

以上、スケジュールに関しまして、令和5年4月の開校に向けて順調に進んでいることを申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 3月に工事が完了するというので、楽しみに待っております。

今、教育長の中で遊具という答弁があったのですが、遊具について詳しくお話してください。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 遊具につきましては、滑り台との複合の遊具を予定しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 続きます、（2）登校班、バス通学の会議の内容をお伺します。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 登校班及びスクールバスのルート等につきましては、利根町立小学校統合準備委員会の検討事項として、学校の通学体制に関することとして規定しており、具体的には、専門部会の総務部会において、通学路、通学方法、安全対策、スクールバス等について検討すると規定しております。

まず、スクールバスのルートにつきましては、準備委員会の第2回から検討を開始しており、事務局である学校教育課において作成したバスルートの素案を基に検討をしていただき、よりよいルートやバス停の配置等について多くの御指摘、御提言をいただき、それを踏まえたルート案について準備委員会全体会においてさらなる見直しを重ね、第8回全体会議において最終的なルート案がほぼ決定しており、9月28日の統合準備委員会で報告し、その後「広報とね」でお知らせする方向で考えております。

次に、登校班については、基本的には現在の布川小学校の近辺にお住まいの児童が対象となりますが、これまでの登校班がベースとなっております。

また、スクールバスを利用する児童については、自宅からバス停までの間が通学路となっておりますが、設置するバス停は、いずれも児童の自宅から最も遠いところで500メートル程度の範囲での設置を予定しており、児童の徒歩による負担を極力少なくする配置となっております。

この点につきましても、準備委員会において事務局より各委員に御説明をし、承認をいただいた上で決定しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） バス通学と徒歩通学の分かれ目というか、基準というのは教えてもらっていいですか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 若泉議員のときにもありましたが、1,500メートルということで区別をしております。基本的には、布川小学校の児童は今までどおり、一部、文小学校の児童が徒歩になることも少しあるということで想定しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） それでは、バス通学に入らない生徒、先ほど課長言ったのですが、徒歩で通学する文小の児童は何名ほどいるのかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） これ100%ではないのですが、議員からも御指摘ありまして、調べた結果、1名だと思われまして。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 1名ということで、この方は徒歩ということで、今、文小に通う登校班ではなく、布川小学校の登校班に合流すると思いますが、その登校班についての

お考えをお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） こちらにつきましては、議員からお聞きしまして、登校班につきましては、現在の布川小学校の管理職の先生にお伝えし、場所が千葉竜ヶ崎線のセブンイレブン前になりますので、フレッシュタウン、ニュータウン、四季の丘のどの登校班がいいのか、子供と保護者の方と相談し、決定していただきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 利根小学校へバス、中型5台、マイクロ8台ということですが、この発着時間というのが分かればお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 登校時のバスの発着時間につきましては、バスがそれぞれ発車する時刻と到着するまでの所要時間が異なりますので、13台が極力同時に到着することのないよう、出発時間はもちろんのこと、利根小学校に到着する時間につきましてもある程度時差を設け、スムーズな到着となるよう運行計画を設計していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） バス13台というのは結構多いと思いますが、利根小学校のバスロータリー、13台全部来るとするのは難しいと思いますが、今、土地改良事業を行っております。南部地域の基盤整備が今進んでいると思いますが、四季の丘への交通ルート、また別ルート、そういう会議はなされているのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 今の太い道路みたいなものをもう1本造るとか、そういう話は全然しておりません。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今、布川小学校に来るルートというのは、大きいバスだと1本の道しかありません。非常事態やいろいろな状況が想定される中、四季の丘への交通ルート、または反対側行けるかどうか分かりませんが、田んぼ道、太い道路ができるのであれば、そういうルートを確保して、多方面にバス、いろいろな車も事故を防ぐために、できるだけそういう土地改良事業に、教育委員会教育課が関わってもらって意見を述べていただくということはできますか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それにつきましては、一部、四季の丘のほうに抜ける道については、広がるということでお話はさせていただいております。それから、東側の道路も広げてほしいということで要望等はしている状況です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） せっかくなので、基盤整備やるのですから、左右どちらでも幾つかのルートを確認されたほうが、いろいろな行事、災害も含め、道路はあったほうがいいので、できるだけ造るよう要望したいと思います。

続きまして、接触事故というのは、保護者の立場からもあってはならないと思います。バスが13台、一番今のところ考えられるのが、利根小学校の入り口から取手東線へ行きますね。丁字路があります。右折の信号があります。行き帰りも同じですが、登下校するバスと児童の事故防止、帰りだとバスは丁字路を右折でしか行かないと思うので、文方面、東文間小学校方面、文間方面と右ルート、一回丁字路にぶつかって右、また信号、こちら辺もどうにか事故防止の観点から、ここの丁字路と信号、バスと児童の観点、この事故防止の会議というものはなされていますか、お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） そういうお話はしておりますけれども、今回の件につきましては、通学バスが県道に出る右折13台という対策ですので、取手警察署を通して茨城県公安委員会のほうに、信号機の設置要望等もしたいと考えております。

また、今年度、小学生に対して交通安全教室を開催し、普通の交通安全教室ではなく、バスを利用して巻き込み確認がどれだけ危険なのか、そういったことも取り入れていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） シミュレーションして、頭の中で考えて、模型かなんかで動かしても実際とやはり違うので、13台回してもらって大丈夫かという検証も行っていただければいいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、（3）体育祭、学習発表会、プールの授業の進め方をお伺いたします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 利根小学校の教育計画につきましては、校長会が中心となって、三つの小学校の職員による共同立案を進めているところでございます。運動会や学習発表会等の具体的な内容につきましては、今後の計画となっておりますが、三つの小学校の伝統や特色を生かした行事になるよう調整を図ってまいります。

また、令和5年度のプールの授業につきましては、現在の布川小学校のプールを継続利用して授業を進める予定になっておりますが、維持管理に関する費用と教育的効果のバランスを見ながら、よりよい水泳学習の在り方を検討してまいります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） プールの授業につきましては、児童の人数も増え、また、新型コロナウイルス感染症もあることから、近隣の取手、牛久、龍ヶ崎、印西までプールのある施設が結構たくさんありますが、それらを利用してプールの授業、こういうことも考えているのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 近隣の施設を使った水泳学習についても、併せて検討しているところがございます。実施時期等の問題がありまして、来年度の実施がなかなか難しい状況がございます。ですが、これについては、近隣市町村等から教育的な効果も含めてよく精査させていただいて、今後の検討課題とさせていただいているところです。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） こちらのプールは一年中利用できる施設なので、考えていただきたいと思います。

続きまして、体育祭について、3小学校が集まりますので、児童の出場機会が少なくなると思います。どのような種目構成で運動会を行うのかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 利根小学校、令和5年度の児童数を考えましたときに、特に突出した大規模校ができるわけではございませんので、これまでの様々な大きい学校の事例等を踏まえながら種目等を考えていきたいと思っております。

ただ、具体的な方法に関しましては、こちらは学校のほうの計画になってくるかと思いますが、まだ具体的な種目等に関しては協議はされていない状況です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） では、よろしく申し上げます。

学校では入学式から始まり卒業式まで迎えますが、一番の大人数のメインというのは、体育祭だと思います。この体育祭のときに、児童、バス、保護者の車、バイク、自転車、徒歩で来る保護者の方、また、ベビーカー等で来る保護者の方がおります。

これらの交通誘導をどういうふうにするか。この会議の議題にのって、どのようにその一日をクリアするのかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それにつきましては、現在、砂利の駐車場も造りました。ロータリーもあります。保護者の方の御協力によると思っておりますが、布川小学校の保護者の方はなるべく車を避けていただくということと、あとはロータリーの駐車場、そこを例えば線のおり止めると何台も止まらなくなってしまうのですが、動かないということを前提に詰めて止めるということを、ロータリーのところも砂利の駐車場等もしていただければ、ある程度の台数は止まるのかなとも考えておりますので、その辺はこれから調整したいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 事故の問題と駐車場の問題もありますが、楽しい楽しい体育祭なので、安心・安全でこの一日を迎えられるようによろしく申し上げます。

最後に、利根小学校に向けて、児童と保護者は希望と不安があると思います。残りの期

間、不安を取り除いていただきたいと思います。すばらしい利根小学校が開校できますよう祈願して、一般質問を終わります。

最後に、町長、この利根小学校に向けて一言お願いします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今現在、子供が三十数人しか生まれえないという中で、いろいろな意見もありました。丁寧に説明していくように職員に通達を出して、反対している方にも丁寧に説明してくれと言いながら、ようやくここまで来た。議員の皆様方には、議決をいただいて賛成をしていただいたわけですから、粛々と我々は進めてきました。

小学校3校ある中で、小学生が本当に一つになったときに勉強の差は起きないのかとか、進み具合なども教育委員会に口を出してきたところでございます。

我々の仕事は、本当に子供たちが立派になるように教育に対して整備を行っていく、これが仕事でございますので、これからも粛々と、未来の利根町をしょって立つ子供たちに対して、一生懸命みんなで力を合わせて、また町民の皆様方には丁寧に、本当に丁寧に説明をしながら進めていきたい、そういうふうにしておるところです。

○議長（新井邦弘君） 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9月7日も、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時15分散会